

輪島市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(平成 30 年 6 月 29 日告示第 80 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日告示第 26 号 令和 2 年 3 月 31 日告示第 37 号
令和 3 年 3 月 31 日告示第 73 号 令和 4 年 1 月 17 日告示第 4 号
令和 5 年 3 月 23 日告示第 31 号 令和 6 年 6 月 21 日告示第 88 号

輪島市既存建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱(平成 20 年輪島市告示第 61 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的として、住宅の耐震診断、耐震改修工事、安全対策工事、除却工事又は建替え工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 店舗、事務所その他の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満の一戸建ての住宅をいう。
- (2) 既存住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅又は令和 6 年能登半島地震により被災し罹災証明(一部損壊以上に限る。)が発行された住宅をいう。
- (3) 耐震診断 既存住宅に実施する、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)その他市長が適当と認める方法に基づき建築物の耐震性について判定する診断(耐震設計を含む。)をいう。

- (4) 耐震改修工事 耐震診断の上部構造評点の数値が 1.0 未満の既存住宅に実施する、地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。
- (5) 安全対策工事 耐震改修工事と併せて実施する、既存住宅の屋根又は外壁において、飛散又は落下を防止するために実施する工事をいう。
- (6) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (7) 除却工事 耐震診断の上部構造評点の数値が 1.0 未満の既存住宅の全てを解体、撤去及び処分する工事(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第 1 項の登録を受けた業者が実施するものに限る。)をいう。
- (8) 建替え工事 耐震診断の上部構造評点の数値が 1.0 未満の既存住宅の除却工事を行い、市の区域内において新たに住宅を建築する工事で、次の条件を全て満たすものをいう。
- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士が設計及び工事監理を行うこと。
- イ 建築する住宅は省エネ基準を満たすこと。
- ウ 既存住宅を除却した跡地に建築すること。ただし、跡地の全部又は一部が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)の場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住宅の所有者(所有する予定のある者を含む。ただし、所有者の配偶者又は子である者その他市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。)又は居住者(居住する予定のある者を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体である場合

(2) 市税を滞納している場合

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、耐震診断、耐震改修工事、安全対策工事、除却工事又は建替え工事とする。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 市の区域内に存する住宅

(2) 現に居住の用に供している住宅又は補助対象事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅

(3) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象となっていない住宅

2 前項の規定にかかわらず、被災家屋等の解体・撤去制度(公費解体又は自費解体をいう。)により解体撤去する住宅については、補助金の交付の対象としな

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(事業認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、市長に対して補助事業認定申請書(様式第1号又は様式第2号)に関係書類を添えて申請し、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を補助事業認定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、事業を認定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業変更等)

第8条 前条第1項の事業の認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの

(2) 補助対象経費の30パーセント未満の増加又は減少で、補助金の額の増加又は減少を伴わないもの

2 前項の規定による承認をした場合については、前条第2項の規定を準用する。

(事業認定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2) 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の完了後15日以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、市長に対し補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号又は様式第6号)に関係書類を添付し、提出しなければならない。

2 前項の申請は、第7条第2項の規定により補助事業の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第7号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(市長の指示)

第 12 条 市長は、補助対象者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関し、必要があると認めるときは、その改善を指示できるものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天変地異その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業の完了後、補助事業により取得し、又は効用の増加した住宅について、速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(6) その他市長が特に適当でないとして認めるとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 26 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の輪島市既存建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定により行われた申請、決定その他の行為は、この告示による改正後の輪島市既存建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定により行われた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日告示第 37 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 73 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の輪島市既存建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業認定の申請が行われた補助対象事業について適用し、同日前に事業認定の申請が行われた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 17 日告示第 4 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日告示第 31 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 21 日告示第 88 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の輪島市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業認定の申請が行われた補助対象事業について適用し、同日前に事業認定の申請が行われた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の限度額
耐震診断	補助対象住宅の耐震診断に要する経費	補助対象経費の4分の3	9万円
耐震診断(耐震改修工事を実施するために行うものに限る。)	補助対象住宅の耐震診断に要する経費	補助対象経費の全部又は一部で、予算の範囲内において市長が認める額	20万円
耐震改修工事	補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の全部又は一部で、予算の範囲内において市長が認める額	150万円
安全対策工事	補助対象住宅の安全対策工事に要する経費(耐震改修工事に要する経費は除く。)	補助対象経費の全部又は一部で、予算の範囲内において市長が認める額	50万円
除却工事(除却工事に併せて、輪島市立地適正化計画で定める居住誘導区域内において新たに住宅を建築する場合に限る。)	補助対象住宅の除却工事に要する経費とし、補助対象住宅の延べ床面積に2万2,500円を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の全部又は一部で、予算の範囲内において市長が認める額	50万円
建替え工事	補助対象住宅の建替え工事(除却工事を含む。)に要する経費とし、補助対象住宅の延べ床面積に2万2,500円を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の全部又は一部で、予算の範囲内において市長が認める額	150万円

備考

- 1 過去に補助金の交付を受けて補助対象住宅(罹災証明が一部損壊未満のものに限る。)の耐震改修工事を行った者が耐震改修工事を行う場合にあつて

は、この表の補助金の限度額から過去に交付を受けた補助金に相当する額を控除した額を耐震改修工事の補助金の限度額とする。

- 2 建替え工事の補助金については、除却工事の補助金と併用して交付を受けることはできない。